



島根県報

令和5年4月21日（金）

号外 第 6 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第305号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮770番6地先から同1057番3地先まで	前	A	メートル 6.02～ 18.15	メートル 156.60	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害復旧工事 拡幅 仮設道路設置
			後	A	6.02～ 18.15	156.60	
				B	5.00～ 18.15	183.90	

島根県告示第306号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	川本波多線	邑智郡川本町大字川本2197番2地先から同2187番27地先まで	前	メートル 4.10～ 29.10	メートル 675.50	県央県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	16.10～ 34.30	675.50		

島根県告示第307号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原90番4地先から同1180番5地先まで	メートル 170.83	令和5年 4月21日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	